

東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱

平成 12 年 4 月 1 日管理者決定

12 清総総第 15 号

- 改正 平成 13 年 3 月 22 日12 清施管第 1722 号
- 改正 平成 14 年 6 月 25 日14 清施管第 396 号
- 改正 平成 15 年 1 月 6 日14 清施管第 1184 号
- 改正 平成 18 年 3 月 1 日17 清施管第 2709 号
- 改正 平成 18 年 3 月 16 日17 清施管第 2867 号
- 改正 平成 18 年 7 月 1 日18 清施管第 746 号
- 改正 平成 19 年 3 月 29 日18 清施管第 2418 号
- 改正 平成 19 年 8 月 30 日19 清施管第 1015 号
- 改正 平成 20 年 3 月 31 日19 清施管第 2368 号
- 改正 平成 21 年 3 月 27 日20 清施管第 2076 号
- 改正 平成 24 年 3 月 27 日23 清施管第 1797 号
- 改正 平成 24 年 12 月 14 日24 清施管第 1409 号
- 改正 平成 26 年 2 月 27 日25 清施管第 2075 号
- 改正 平成 27 年 3 月 27 日26 清施管第 2441 号
- 改正 平成 28 年 3 月 23 日27 清施管第 2592 号
- 改正 平成 29 年 3 月 28 日28 清施管第 2554 号
- 改正 平成 30 年 4 月 18 日30 清施管第 236 号
- 改正 平成 30 年 12 月 28 日30 清施管第 1746 号
- 改正 令和 2 年 3 月 13 日31 清施管第 2297 号
- 改正 令和 2 年 11 月 24 日2 清施管第 1534 号
- 改正 令和 3 年 1 月 15 日2 清施管第 1705 号
- 改正 令和 4 年 2 月 7 日3 清施管第 1896 号
- 改正 令和 4 年 9 月 21 日4 清施管第 134 号
- 改正 令和 4 年 10 月 18 日4 清施管第 1231 号
- 改正 令和 4 年 12 月 26 日4 清施管第 1752 号
- 改正 令和 5 年 2 月 14 日4 清施管第 2150 号
- 改正 令和 5 年 9 月 19 日 5 清施管第 1326 号
- 改正 令和 6 年 1 月 18 日5 清施管第 2148 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成12年条例第43号。以下「条例」という。）及び東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則（平成12年規則第54号。以下「規則」という。）に基づき、一般廃棄物排出事業者及び一般廃棄物排出事業者から委託を受けて搬入する一般廃棄物収集運搬業者が、事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を処理施設に搬入（以下「持込み」という。）する場合における手続等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は法、条例及び規則（以下「法令等」という。）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時持込み 持込みを管理者が認めた場合で、次号に該当しないものをいう。
- (2) 継続持込み 定期的又は継続的に概ね毎週、持込みを行う場合で、管理者がこれを認めたものをいう。
- (3) 自己持込み 一般廃棄物排出事業者自らが持込みを行うことをいう。
- (4) 許可持込み 排出事業者の委託により、区長から一般廃棄物収集運搬業を許可された事業者が、持込みを行うことをいう。

第2章 持込み

（持込みができる者）

第3条 持込みを行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般廃棄物排出事業者
- (2) 一般廃棄物収集運搬業者

（持込車両の基準等）

第4条 持込みに使用する車両（以下「持込車両」という。）は、次に掲げる基準等を満たすものとする。ただし、許可持込みにおける持込車両については、あわせて東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱及び各区の一般廃棄物処理業許可取扱要綱に規定する基準等を満たすものとする。

- (1) 継続持込みを行う場合は、自動排出機能を有する車両であること。ただし、自己持込みの場合で、管理者が認めるときは、この限りではない。この場合、処理施設の係員の指示に従って、原則として2人以上で搬入作業を行い、墜落制止用器具を使用するなど、事故防止に十分努めること。
- (2) 自動車検査証（以下「車検証」という。）の用途欄が、貨物（車検証の車体の形状欄がトラクタ、セミトレーラ、フルトレーラその他これらに類するものを除く。）又は特種（車検証の車体の形状欄が塵芥車であるものに限る。）であること。ただし、臨時持込みで管理者及び区長の双方がやむを得ないと認める場合は、乗用車を使用することができるものとする。この場合、処理施設の係員の指示に従って、原則として2人以上で搬入作業を行い、墜落制止用器具を使用するなど、事故防止に十分努めること。
- (3) 車検証を発行する管轄が、東京都及びその隣接した地域の陸運支局又は自動車検査登

録事務所にあること。ただし、次に掲げる基準を満たす場合はこの限りではない。

ア 臨時持込みで廃棄物の排出場所が特別区の区域内であり、当該排出場所を所管する区長及び管理者の双方がやむを得ないと認める場合

イ 第 18 条の規定により、継続持込みを代車等により行う場合

(4) 継続持込みにおいてコンテナ車（車検証の車体の形状欄がコンテナ専用車又は脱着装置付コンテナ専用車であるものに限る。以下同じ。）を使用する場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

ア 使用するコンテナの片側側面に、文字列による識別番号（コンテナの片側にアラビア数字又はアルファベットからなる任意の 5 桁以内の文字列で、文字の大きさは 140 ポイント以上で表示するもの。以下「識別番号」という。）を付すこと。

イ 1 台のコンテナ車に対して複数個のコンテナを使用する場合は、その組合せごとに登録をするものとし、その全てのコンテナの片側側面にそれぞれ別の識別番号が表示されていること。

(5) 弁当がら等の持込みを行う場合は、荷箱が密閉でき、自動排出機能を有する車両であること。

2 持込車両は、持込みを行う者自らが使用権原を有する車両でなければならない。なお、車両の使用権原を有するものと認める場合は、次のとおりとする。

(1) 車検証に記載された使用者が当該持込みを行う者と同一である場合（ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項に記載された所有者又は使用者が当該持込みを行う者と同一である場合）

(2) 車検証の使用者欄が空欄で、所有者と当該持込みを行う者が一致している場合

(3) 臨時持込みに使用する車両又は継続持込みの代車等に使用する車両で、車両の所有者又は車検証の使用者欄に記載された者と車両の使用契約を締結し、又は使用許諾を得て、当該持込みを行う者自らが車両を占有している場合

3 持込車両の車高及び車幅は、別表第 1 に定める範囲内であること。

（車両重量の算定方法）

第 5 条 持込車両の重量は、原則として、車検証により算定するものとする。

2 管理者は、車検証による車両重量の算定が実情に合わないとは認められる場合は、空車状態で持込車両の計量を行い、車両重量として算定することができる。

3 前項で規定する車両重量の算定を実施するに当たり必要な事項は、管理者が別に定める。

（廃棄物の受入基準）

第 6 条 処理施設のうち清掃工場に搬入する場合において、規則第 8 条第 1 号イ(8)の焼却に適さない物とは、次のとおりとする。

(1) 金属、ガラス、石、陶器、土砂、コンクリートなどの不燃物

(2) 弁当がら等及び皮革の一部など

2 処理施設に搬入する場合において、規則第 8 条第 1 号イ(9)に規定する受入基準に適合

しない廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 別表第 2 の形状、寸法を超える物
- (2) 冷凍された状態の物、水分を多量に含んだ物、一時に大量に搬入される物など、焼却等の処理に支障を来すおそれのある物
- (3) 搬入に長時間を要するなど、処理施設での受入れに支障を来すおそれのある物
- (4) 処理施設のうち組合が管理運営する不燃・粗大ごみ処理施設等にあつては、清掃工場
で受入れ可能な物
- (5) その他処理施設で受け入れることが適当でない与管理者が認める物

(廃棄物の受入れ)

第 7 条 処理施設の長（以下「工場長等」という。）は、廃棄物の受入れに当たっては、次の各号の規定により受け入れる。

- (1) 継続持込みによる廃棄物（以下「継続持込ごみ」という。）は、継続持込みの承認を受けた者（以下「継続持込業者」という。）が携帯する一般廃棄物継続持込承認カード（別記第 4 号様式。以下「持込承認カード」という。）等を使用し、受け入れるものとする。
 - (2) 臨時持込みによる廃棄物は、廃棄物の排出場所を所管する区長において確認を受けた廃棄物臨時持込承認申請書（規則第 1 号様式の 3）により臨時持込みを承認し、受け入れるものとする。
- 2 工場長等は、廃棄物の受入れに当たっては、当該廃棄物が法令等及び本要綱等に適合していることを確認するものとする。
 - 3 工場長等は、受入れの際は、積載された廃棄物が荷くずれ、飛散等しないよう厳重に点検し、指導するものとする。

(搬入量の算定方法)

第 8 条 廃棄物の搬入量の算定方法は、管理者が別に定めるものとする。

(搬入受付時間等)

第 9 条 処理施設ごとの廃棄物の搬入受付時間等は、管理者が別に定めるものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により搬入受付時間等を定めたときは、関係区長に通知しなければならない。

第 3 章 搬入先の指定

(搬入計画の策定等)

第 10 条 管理者は、処理施設のうち清掃工場において、年度ごと、かつ継続持込業者ごとに搬入先の清掃工場及び搬入量を定めた持込可燃ごみ清掃工場搬入計画（以下「搬入計画」という。）を策定するものとする。

- 2 新たに継続持込みの承認を受けようとする者で、清掃工場に搬入を希望する場合は、廃棄物搬入先新設・変更要望書（別記第 10 号様式）を管理者に提出しなければならない。
- 3 継続持込業者は、搬入計画の変更がある場合は、継続持込管理システムにより搬入計画

の変更を管理者に要望しなければならない。ただし、継続持込管理システムにより難しい場合は、廃棄物搬入先新設・変更要望書（別記第 10 号様式）により管理者に要望しなければならない。

- 4 管理者は、継続持込業者から搬入計画の変更の要望を受けたときは、清掃工場の受入量の状況等を勘案し、当該継続持込業者の搬入計画の変更を行うことができる。
- 5 管理者は、前項の規定によるもののほか、必要に応じて搬入計画の変更を行うことができる。

（搬入計画の通知）

第 11 条 管理者は、搬入計画の策定及び搬入計画の変更をしたときは、該当する継続持込業者へ速やかに通知する。

（搬入調整）

第 12 条 管理者は、処理施設の定期点検又は事故等の理由により一時的な搬入先の変更を行う場合には、関係区長及び継続持込業者に通知する。

第 4 章 臨時持込み

（臨時持込みの搬入先の決定）

第 13 条 管理者は、清掃事務所ごとに臨時持込みの搬入先を決定し、区長に通知する。

（臨時持込みの承認）

第 14 条 臨時持込みの承認を受けようとする者は、廃棄物の排出場所を所管する区長により、廃棄物臨時持込確認申請書（別記第 1 号様式）の記載内容及び積載している廃棄物等の確認を受けたうえで、東京 23 区廃棄物情報管理システム（以下「廃管システム」という。）入力後の電子承認番号が記載された廃棄物臨時持込承認申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 申請前に管理者が区長に依頼する廃棄物等の確認事項は、次のとおりとする。
 - (1) 処理施設の受入基準に適合しない廃棄物についての持ち帰りの指示
 - (2) 廃棄物の内容や持込車両等について疑義が生じた場合の管理者との協議
 - (3) 臨時持込みを行う者に対して、前条の規定による搬入先の指定
 - (4) 確認終了の後、申請者への電子承認番号記載の廃棄物臨時持込承認申請書の交付及びその申請内容の搬入先への連絡
- 3 管理者は、前項の申請があったときは、これを審査し、次の要件を満たす場合に限り臨時持込みを承認するものとする。
 - (1) 持込車両が、第 4 条に規定する基準を満たしていること。
 - (2) 廃棄物が法令等の規定に違反していないこと。
 - (3) 一般廃棄物収集運搬業者にあつては、東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱及び各区の一般廃棄物処理業許可取扱要綱の規定に違反していないこと。
 - (4) その他区長が定める規定、管理者が定める規定等に違反していないこと。
- 4 管理者は、前項の規定により承認したときは、廃棄物臨時持込承認書兼領収書（規則第

1号様式の4)を交付した後、廃棄物臨時持込承認書兼領収書(控)(別記第1号様式の4)を廃棄物臨時持込確認申請書とともに保管する。

- 5 前項において、システム障害などにより電子承認ができないときは、第1項及び前項に規定する様式に替えて「システム障害時用」の4枚複写の様式(別記第1号様式の5から別記第1号様式の8まで)を使用のうえ手書き処理をし、障害復旧後に廃管システムへの入力等の事後処理を行うものとする。

第5章 継続持込み

(継続持込みの承認)

第15条 継続持込みの承認を受けようとする者は、廃棄物継続持込承認申請書(規則第1号様式)及び東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物継続持込承認基準(平成26年2月25日付25清施管第2056号副管理者決定。以下「承認基準」という。)に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、これを審査し、次の要件を満たす場合に限り、継続持込みを承認するものとする。

(1)承認基準を満たしていること。

(2)廃棄物が、法令等に適合していること。

(3)許可持込みにあつては、東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱及び各区の一般廃棄物処理業許可取扱要綱の規定に違反していないこと。

(4)その他区長が定める規定、管理者が定める規定等に違反していないこと。

- 3 管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、承認に係る事項を速やかに廃管システムへ入力し、廃棄物継続持込承認書(規則第1号様式の2)及び持込承認カードを交付する。

- 4 持込承認カードは、原則として継続持込みに使用する車両(以下「継続持込車両」という。)を単位として交付する。

- 5 継続持込承認の期間は、2年を限度とし、3月末、6月末又は10月末を終期とする。ただし、継続持込みを行う者のうち許可持込みにあつては、業の許可期間に準じた期間を限度とする。

(持込承認カード及び廃棄物継続持込承認書の取扱い等)

第16条 継続持込業者は、持込承認カード及び廃棄物継続持込承認書を毀損、紛失等しないよう丁寧に取扱うものとする。

- 2 継続持込業者は、毀損、紛失等により持込承認カード又は廃棄物継続持込承認書の再交付を受けようとする場合は、継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・毀損届兼再交付申請書(別記第7号様式)により管理者に申請しなければならない。

(変更等の手続)

第17条 継続持込業者は、第15条の規定により申請した内容に変更があったときは、そ

の変更事項について、廃棄物継続持込承認変更届（別記第 5 号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する変更を承認したときは、変更内容に応じて、当該事業者継続持込承認変更確認書（別記第 6 号様式）及び持込承認カードを交付する。この場合、変更内容に応じて、従前の持込承認カードの返還を求めることができる。
- 3 管理者は、前項に規定するもののほか、搬入先の変更等、継続持込みの承認内容に変更が生じたときは、継続持込業者から持込承認カードの返還を求め、変更内容に応じた手続を行うものとする。

（代車等の使用手続）

第 18 条 継続持込業者は、継続持込車両の故障又は車検等の理由により使用できない場合であって代車等を使用して継続持込みを行おうとするときは、代車等使用申請書（別記第 8 号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 継続持込業者は、借り上げた車両を代車等に使用する場合であって、当該車両の車検証（ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項）で使用権原があることを証明できないときは、当該車両の使用権原を明らかにする書類を提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、原則として継続持込車両と同一の車体形状等であるときに限り代車等の使用を承認し、廃管システム入力後の電子承認番号が記載された代車等使用承認書（別記第 9 号様式）を継続持込業者に交付する。
- 4 代車等の承認期間は、必要最低限の期間とし、最長 1 か月とする。
- 5 代車等を使用している間は、持込承認カードによる搬入はできないものとする。
- 6 管理者が別に定める搬入受付時間のうち、早朝、昼休み、夜間及び日曜日は、管理者がやむを得ないと判断した場合を除き、代車等を使用した継続持込みを行うことはできない。
- 7 継続持込業者は、代車等を使用する理由がなくなった場合には、速やかに代車等使用承認書を管理者に返還しなければならない。

（継続持込みの廃止）

第 19 条 継続持込業者は、継続持込みを廃止したときは、廃棄物継続持込廃止届（別記第 11 号様式）により、速やかに管理者に届け出なければならない。

（排出実績の報告）

第 19 条の 2 管理者は、条例第 18 条の規定に基づき、継続持込業者（一般廃棄物収集運搬業者を除く。）に対して、毎年一回、継続持込ごみの区別排出実績について報告を求めることができる。

- 2 前項の規定に関わらず、管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに報告を求めることができる。

(1) 第 19 条の規定に基づく継続持込みの廃止の届出があった場合

(2)管理者が、継続持込みが見込めないと認める場合

- 3 管理者は、前 2 項で規定する報告の徴収に必要な限度において、条例第 19 条の規定に基づく立入検査を職員に実施させることができる。

第 6 章 持込みにおける遵守事項

(持込みにおける遵守事項)

第 20 条 持込みの承認を受けた者は、承認を受けた処理施設及び承認を受けた廃棄物に限り、持込むことができるものとする。

- 2 臨時持込みの承認を受けた者は、管理者が交付する廃棄物臨時持込承認書兼領収書を携帯し、工場長等から提示を求められた場合、これを提示しなければならない。

- 3 持込みを行う者は、第 4 条に規定する持込車両の基準及び条例第 7 条に規定する廃棄物の受入基準を遵守しなければならない。

- 4 持込みを行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)運搬中は、廃棄物の飛散防止の措置を講ずること。

(2)運搬車両は、確実に点検整備をし、故障及び事故がないように努めること。

(3)道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の車両運行等に関する法令を遵守すること。

(4)その他処理施設の係員の指示に従うこと。

- 5 継続持込業者は、搬入計画を遵守しなければならない。

- 6 継続持込業者は、管理者が交付する持込承認カードを処理施設の受付において提示しなければならない。

- 7 持込みを行う者は、廃棄物臨時持込承認書兼領収書又は持込承認カードの不正使用をしてはならない。

- 8 持込みを行う者は、処理施設の係員の指示に従い適切に持込ごみ量の計量を行わなければならない。この場合において、適切な計量が行われなかったときの持込ごみ量は、持込車両の車検証に記載されている最大積載量とする。

- 9 持込みを行う者は、処理施設の通行指定道路及び通行禁止道路を遵守しなければならない。

- 10 持込みを行う者が、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、大学及び研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）等の医療行為等に伴って排出される一般廃棄物を持ち込むときは、感染性廃棄物ではないこと又は法定された滅菌方法で処理された廃棄物であることを明らかにしなければならない。

- 11 持込みを行う者が、弁当がら等を持ち込むときは、弁当がら等と可燃ごみその他のごみを別々の車両に積載し、それぞれの処理施設に持込まなければならない。

第 7 章 持込みに対する指導

(搬入物検査等)

第 21 条 管理者は、持込みを行う者に対し、当該廃棄物が条例第 7 条に規定する受入基準

に適合していることを確認し、必要に応じて指導すること（以下「搬入物検査」という。）ができる。

- 2 持込みを行う者が、機器故障や負傷者が発生し、又は発生する恐れがあるなど、処理施設の運営に重大な悪影響を与える搬入をし、又はしようとしたことが認められる場合、管理者は、顛末書及び改善計画書を提出させ、当該持込業者に対して集中的に搬入物検査を行う（以下「搬入物検査の集中実施」という。）ことができる。
- 3 前項の改善計画書による改善が見込めない場合又は提出がない場合は、警告書の交付を行うことができる。
- 4 持込みを行う者が、処理施設周辺環境に悪影響を与える搬入をし、又はしようとしたことが認められる場合、管理者は、第 2 項の規定にかかわらず、緊急に警告書の交付及び搬入物検査の集中実施を行うことができる。
- 5 第 2 項及び第 4 項において、改善が認められる場合は、搬入物検査の集中実施を解除することができる。

（持ち帰り指示）

第 22 条 管理者は、持込みを行う者が、次のいずれかに該当する行為を行ったときは、条例第 8 条の規定に基づき、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

- (1) 第 20 条各項のいずれかに違反したとき
- (2) 前条に規定する搬入物検査を拒否したとき

（警告）

第 23 条 管理者は、持込みを行う者が、法令等に違反した場合は、警告することができる。

（連絡）

第 24 条 管理者は、第 21 条から前条までの規定に基づく指導を行った場合においては、必要に応じて関係区長及び工場長等に連絡する。

- 2 管理者は、区長から継続持込業者に関する情報の照会があったときは、情報の提供を行うことができる。

（協議）

第 25 条 管理者は、廃棄物の搬入を円滑に行うため、必要に応じて区長と協議するものとする。

- 2 管理者は、区長から協議を求められた場合には、その協議に応じるものとする。

（委任）

第 26 条 この要綱に定めのない事項については、別に管理者が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 24 日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(承認、申請等に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行前に各区事業系一般廃棄物の処理及び持込みに係る取扱要綱（以下「区要綱」という。）の規定により各区長がした承認その他の行為（以下この項において「承認等の行為」という。）又はこの要綱の施行の際現に各区長に対して行っている申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日以後において管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、管理者のした承認等の行為又は管理者に対して行った申請等の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行前に区要綱の規定により各区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、管理者に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この要綱の相当規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(継続持込承認書及びプリパンチカードに関する経過措置)

- 2 この要綱の施行日現在、すでに交付されている継続持込承認書及び貸付られているプリパンチカードについては、承認期限内においてなお引き続きその効力を有する。
(旧様式の取扱)
- 3 廃棄物臨時持込確認申請書（別記第 1 号様式）については、電子承認システムの開始までは旧様式を使用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(旧様式の取扱)

- 2 廃棄物臨時持込確認申請書（別記第 1 号様式）、廃棄物臨時持込申請書（別記第 1 号様式の 2）、廃棄物臨時持込承認書兼領収書（別記第 1 号様式の 3）、廃棄物臨時持込承認書兼領収書（控）（別記第 1 号様式の 4）及び「システム障害時用」の 4 枚複写の様式（別記第 1 号様式の 5 から 8 まで）については、平成 20 年 4 月 30 日までは旧様式の使用も可とする。また、代車等使用承認書（別記第 9 号様式）については、電子承認システムの開始までは旧様式を使用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（旧様式の取扱）

- 2 廃棄物継続持込申請書（別記第 2 号様式）、廃棄物継続持込変更届（別記第 6 号様式）、及び廃棄物搬入先新設・変更要望書（別記第 10 号様式）については、平成 27 年 3 月 31 日までは旧様式の使用も可とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（旧様式の取扱）

- 2 排出場所一覧表（別記第 3 号様式）及び一般廃棄物継続持込承認カード紛失・毀損届兼再交付申請書（別記第 7 号様式）については、平成 28 年 3 月 31 日までは旧様式の使用も可とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱第 15 条の規定により既に交付された持込承認カード（別記第 4 号様式）については、その承認期間内において、引き続き継続持込承認についての効力を有するものとみなす。
- 3 廃棄物継続持込承認変更届（別記第 5 号様式）については、平成 29 年 3 月 31 日までは旧様式の使用も可とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃棄物臨時持込承認書兼領収書(控)(別記第1号様式の4)、廃棄物臨時持込承認書兼領収書(別記第1号様式の7)、廃棄物臨時持込承認書兼領収書(控)(別記第1号様式の8)、継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・毀損届兼再交付申請書(別記第7号様式)及び廃棄物継続持込廃止届(別記第11号様式)については、平成30年3月31日までは旧様式の使用も可とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃棄物臨時持込確認申請書(別記第1号様式、第1号様式の5、第1号様式の6)、廃棄物臨時持込承認書兼領収書(控)(別記第1号様式の4)、廃棄物臨時持込承認書兼領収書(別記第1号様式の7)、廃棄物臨時持込承認書兼領収書(控)(別記第1号様式の8)代車等使用承認書(別記第9号様式)及び廃棄物搬入先新設・変更要望書(別記第10号様式)については、平成31年3月31日までは旧様式の使用も可とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃棄物臨時持込確認申請書(別記第1号様式、第1号様式の5、第1号様式の6)、廃棄物臨時持込承認書兼領収書(控)(別記第1号様式の4)、廃棄物臨時持込承認書兼領収書(別記第1号様式の7)、廃棄物臨時持込承認書兼領収書(控)(別記第1号様式の8)代車等使用承認書(別記第9号様式)及び廃棄物搬入先新設・変更要望書(別記第10号様式)については、当分の間、旧様式の使用も可とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃棄物継続持込承認変更届(別記第5号様式)及び継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・既存届兼再交付申請書(別記第7号様式)については、令和4年9月30日までは旧様式の使用も可とする。

附 則(4清施管第134号)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（4 清施管第 1752 号）

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（4 清施管第 2150 号）

この要綱は、令和 5 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（4 清施管第 1231 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

持込車両の高さの制限

施設名		区分	高さ	幅
清 掃 工 場		中央	6.00m以下	2.80m以下
		港	6.00m以下	2.80m以下
		品川	5.30m以下	2.60m以下
		目黒	6.20m以下	2.80m以下
		大田(新)	6.20m以下	3.00m以下
		大田(第一)	6.00m以下	2.50m以下
		多摩川	4.20m以下	2.50m以下
		世田谷	6.00m以下	2.80m以下
		千歳	6.00m以下	3.00m以下
		渋谷	6.00m以下	2.80m以下
		杉並	5.80m以下	2.50m以下
		豊島	6.00m以下	2.80m以下
		板橋	4.80m以下	2.80m以下
		練馬	6.20m以下	3.00m以下
		光が丘	6.20m以下	3.00m以下
		墨田	6.20m以下	2.60m以下
		新江東	6.00m以下	2.80m以下
		有明	6.20m以下	3.00m以下
		足立	5.30m以下	2.60m以下
		葛飾	6.20m以下	3.00m以下
	中防処理施設	高さ3.80m以下、幅2.50m以下、ホイールベース7.50m以下、 車両総重量30t未満		

- 注： 1 高さは、車両がダンプした後の高さ及びテールゲートを開いた時の高さである（中防処理施設は、持込ごみ受付ゲート通過時の高さ）。
- 2 渋谷工場については車両の長さが7m以下。

別表第2（第6条関係）

搬入処理可能な廃棄物の形状・寸法

施設名		直接受入れ処理可能なごみの形状・寸法			
		柱・棒状	板状	箱形	その他
清掃工場	中央	長さ 50cm以下 角、径 10cm以下	一辺の長さ 50cm以下	対角線の長さ 50cm以下	畳は1/4以下
	港	〃	〃	〃	〃
	品川	〃	〃	〃	〃
	目黒	〃	〃	〃	〃
	大田(新)	〃	〃	〃	〃
	大田(第一)	〃	〃	〃	〃
	多摩川	〃	〃	〃	畳は1/5以下
	世田谷	〃	〃	〃	畳は一辺の長さ50cm以下
	千歳	〃	〃	〃	畳は1/4以下
	渋谷	〃	〃	〃	畳は一辺の長さ50cm以下
	杉並	〃	〃	〃	畳は1/4以下
	豊島	〃	〃	〃	畳は一辺の長さ50cm以下
	板橋	〃	〃	〃	畳は1/4以下
	練馬	〃	〃	〃	〃
	光が丘	〃	〃	〃	〃
	墨田	〃	〃	〃	〃
	新江東	〃	〃	〃	〃
	有明	〃	〃	〃	〃
	足立	〃	〃	〃	〃
葛飾	〃	〃	〃	〃	
中防処理施設		長さ180cm以下 直径又は幅30cm以下	縦 180cm以下 横 90cm以下	縦 180cm以下 横 90cm以下 奥行 50cm以下	

- 注： 1 かんなくず等は、袋詰めにする（搬入は、清掃工場に限る。）。
- 2 生木類は、バラ積みにする。
- 3 中防処理施設にあっては、清掃工場に搬入可能な物を除く。

廃棄物臨時持込承認書兼領収書(控)

様

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 (公印省略)
 登録番号 T4-0000-2013-8568

下記のとおり承認します。

承認年月日	年 月 日
-------	-------

持込者	住所			
	名称		電話	
	業者区分			
排出事業者	住所			
	名称		電話	
排出場所	所在地			
	名称			
車両番号		申請重量	kg	
手数料の減免申請		持込先		
備考				
往路計量値 (A)		kg	領収日付印・領収証書貼付欄	
復路計量値 (B)		kg		
算定量 (A) - (B)		kg		
単価		円		
減免率		%		
領収金額(税込)				
内消費税		円		
%対象(税込)		円		
上記の金額を領収しました。				
※領収日付印・領収証書貼付欄に領収日付印または領収証書の貼付がない場合は無効です。(ただし、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例第10条の規定により廃棄物処理手数料を免除された場合を除く。)				
※本控にも領収日付印を押印し、申請書に添付して保管する。				
受付番号	-	電子承認番号	第 号	受付施設

※一度計量の場合の(B)は、加算後車両重量になります。(加算後車両重量=車検証車両重量+標準装備品+運転者平均体重 60 kg)

清掃事務所 No. _____

清掃事務所確認印

第1号様式の6 (第14条関係)

[清掃一組保管用]

廃棄物臨時持込承認申請書

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様
下記のとおり申請します。

持込年月日

年 月 日

持込者	住所														
	名称					電話	-		-						
	業者区分	<input type="checkbox"/> 自己持込み <input type="checkbox"/> 許可業者 (区一廃第 _____ 号)													
排出事業者	住所														
	名称					電話	-		-						
排出場所	所在地	区 _____													
	名称														
車検証	車両番号														
	自動車の種別	1 普通 2 小型 3 軽 4 その他													
	車両の形状	1 キャブオーバ 2 ダンプ 3 塵芥車 4 バン 5 コンテナ車 (脱着装置) 6 その他													
	最大積載量					kg		加算後車両重量は、車検証車両重量に装備品と運転者平均体重60kgを加えた重量です。							
	車両重量					kg									
	車両総重量					kg									
廃棄物の合計					kg		※加算後車両重量				kg				
持込先	<input type="checkbox"/> 清掃工場 (※工場名: _____) <input type="checkbox"/> 中防処理施設 (粗大ごみ破碎処理施設・不燃ごみ処理センター・選別機)														
手数料の減免申請	1 災害 (免除) 2 火災等 (9割減額) 3 再生資源 (5割減額) 4 その他 _____ (_____ 割減額・免除)														
※備考	<input type="checkbox"/> 転居ごみ <input type="checkbox"/> 別納														
<p>確認事項</p> <p>_____年__月__日</p> <p>運転者氏名(自署) _____</p> <p>私は、搬入する廃棄物について、次の1から4に該当するものが積載されていないことを確認します。これらの確認事項に反した場合は、当該廃棄物を持ち帰ります。また、清掃工場及び中防処理施設内における事故等については、自己の責任において処理し、諸施設に損害を与えたときは賠償します。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 危険物・有害物</td> <td style="width: 50%;">2 産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>3 資源化・再生利用可能物</td> <td>4 処理不適物</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">[システム障害時用]</p>												1 危険物・有害物	2 産業廃棄物	3 資源化・再生利用可能物	4 処理不適物
1 危険物・有害物	2 産業廃棄物														
3 資源化・再生利用可能物	4 処理不適物														

受付施設

第1号様式の7（第14条関係） [申請者保管用]

廃棄物臨時持込承認書兼領収書

様

東京二十三区清掃一部事務組合管理者（公印省略）

登録番号 T4-0000-2013-8568

下記のとおり承認します。

承認年月日	年	月	日
-------	---	---	---

持込者	住所			
	名称	電話	-	-
	業者区分	<input type="checkbox"/> 自己持込み <input type="checkbox"/> 許可業者（区一廃第 号）		
排出業者	住所			
	名称	電話	-	-
排出場所	所在地	区		
	名称			

車両番号										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請重量								kg
------	--	--	--	--	--	--	--	----

持込先	<input type="checkbox"/> 清掃工場（※工場名：_____） <input type="checkbox"/> 中防処理施設（粗大ごみ破碎処理施設・不燃ごみ処理センター・選別機）
-----	---

手数料の減免申請	1 災害（免除） 2 火災等（9割減額） 3 再生資源（5割減額） 4 その他_____（ 割減額・免除）
----------	---

※備考	<input type="checkbox"/> 転居ごみ <input type="checkbox"/> 別納
-----	---

往路計量値 (A)	kg	※領収日付印・領収証書貼付欄に領収日付印または領収証書の貼付がない場合は無効です。 （ただし、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例第10条の規定により廃棄物処理手数料を免除された場合を除く。）	領収日付印・領収証書貼付欄
復路計量値 (B)	kg		
算定量 (A) - (B)	kg		
単 価	円		
減 免 率	%		
領収金額 (税込)	円		
内 消 費 税	円		
%対象 (税込)	円		
工場・中防受付番号	-	上記の金額を領収しました。	

※一度計量の場合の(B)は、加算後車両重量になります。（車検証車両重量+標準装備品+運転者平均体重60kg）

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京二十三区清掃一部事務組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当組合を被告として（訴訟において当組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。


第4号様式（第15条関係）

一般廃棄物継続持込承認カード

【カード寸法 およそ縦54mm×横85.5mm】

許可業者（工場・中防）用

※ 白地／橙帯線

一般廃棄物 継続持込承認カード 	
事業者コード	【工場・中防】 許可 区一廃 号
承認廃棄物(中防) 承認廃棄物(工場) 持込先(中防) 持込先(工場) No.	有効期限 / /


許可業者（工場）用

※ 黄細線地・上部白地
／黄帯線

一般廃棄物 継続持込承認カード 	
事業者コード	【工場】 許可 区一廃 号
承認廃棄物 持込先 No.	有効期限 / /

自己持込業者（工場・中防）用

※ 白地／橙帯線

一般廃棄物 継続持込承認カード 	
事業者コード	【工場・中防】 自己
承認廃棄物(中防) 承認廃棄物(工場) 持込先(中防) 持込先(工場) No.	有効期限 / /

自己持込業者（工場）用

※ 黄細線地・上部白地
／黄帯線

一般廃棄物 継続持込承認カード 	
事業者コード	【工場】 自己
承認廃棄物 持込先 No.	有効期限 / /

一般廃棄物継続持込承認カード

【カード寸法およそ縦54mm×横85.5mm】

【共通裏面】

(注意事項)

- ①可燃ごみの持込先は搬入計画に従ってください。
- ②自動排出機能のない車両は、中防不燃へは搬入できません。
- ③悪臭の発生する恐れのある廃棄物を運搬する際には、密閉構造の車両を使用してください。
- ④承認廃棄物については省略して表示しています。
- ⑤許可業者は、作業場所のある区ごとの許可が必要です。
- ⑥使用する必要がなくなった場合には、速やかに本カードを返還してください。
- ⑦本カードを不正に使用したときには受入れを拒否することがあります。また、承認の停止又は取消しをすることがあります。
- ⑧本カードを折り曲げないでください。また、高温、多湿な場所に置かないでください。

[問合せ先]

東京二十三区清掃一部事務組合
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 電話 03-6238-0830

廃棄物継続持込承認変更届

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

申請者 干 一
住 所
名 称
代表者名
電話番号
FAX

印

次のとおり廃棄物継続持込承認申請書の記載事項等を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

事業者コード		持込区分	<input type="checkbox"/> 許可業者持込み（区一廃第 号） <input type="checkbox"/> 自己持込み			
変更理由						
変更事項	変更前		変更後			
住所・名称・代表者名・印鑑・電話番号・FAX・送付先の変更						
持込承認廃棄物の変更						
車両重量の変更	車両番号	車両重量	車両重量	空車計量		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
代替 車両の 減車 増車 (コンテナの変更を含む。)	種別	車両番号	コンテナNo.	種別	車両番号	コンテナNo.
	減 車			増 車		

添付書類：東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物継続持込承認基準において定めるもの

継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・毀損届兼再交付申請書

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

申請者 〒 ー
 住 所
 名 称
 代表者名
 電話番号
 F A X

印

廃棄物継続持込承認書
 一般廃棄物継続持込承認カード を紛失・毀損したので、以下のとおり届け出ます。また、再交付を
 申請します。

事業者コード		持込 区分	<input type="checkbox"/> 許可業者持込み（区一廃第 号） <input type="checkbox"/> 自己持込み
紛失・毀損 したもの	(1) <input type="checkbox"/> 廃棄物継続持込承認書 (2) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物継続持込承認カード（ 枚）		
(2)の場合の 内訳	自動車登録番号		
	車 種		
紛失・毀損 年月日	年 月 日		
紛失・毀損の 理由等 (具体的に記入す ること。)			

(注)

- ・該当する にレ点を記入してください。
- ・毀損した場合にあっては、毀損した廃棄物継続持込承認書、一般廃棄物継続持込承認カードを返還すること。

代車等使用申請書

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

申請者 〒 ー
住 所
名 称
代表者名
電話番号
F A X

印

下記の車両について、東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱第18条の規定により、代車等の使用承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業者コード				持込区分	<input type="checkbox"/> 許可業者（区一廃第 号） <input type="checkbox"/> 自己持込み
申請理由 (該当のものに○)	<ul style="list-style-type: none"> ・車検時の代車 ・故障時の代車 ・代替のため一般廃棄物継続持込承認カード等作成中 ・車両重量変更のため一般廃棄物継続持込承認カード等作成中 ・その他 				
承認されている車両	車両重量	車検・空車			
	自動車登録番号	kg			
	車種				
代車等で使用する車両	重量の算定方法 (該当に○)	車 検 ・ 空 車			
	自動車登録番号				
	車種				
申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで				

(注)

- (1) 代車等で使用する車両の自動車検査証の写し（ただし、電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項）及び、該当車両は空車計量証明書の写しを添付すること。
- (2) 代車等が承認された場合には、代車等使用前の承認車両の一般廃棄物継続持込承認カード等は、使用しないこと。
- (3) 承認期間内に使用の必要がなくなった場合には、速やかに東京二十三区清掃一部事務組合に報告するとともに、代車使用を中止し、一般廃棄物継続持込承認カード又は代車等使用承認書を返還すること。

代車等使用承認書

年 月 日

様

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者

(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった、代車等使用申請については、下記のとおり承認します。

事業者コード番号		許可業者の場合は、 許 可 番 号	特別区一廃第 号
車 両 重 量 ※	車検・空車 kg	最大積載量	kg
自動車登録番号	コンテナ番号		
車 種			
承 認 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

(注)

- (1) 代車等により事業系一般廃棄物を持ち込む場合には、この「代車等使用承認書」を携帯し、処理施設の受付に提示すること。
- (2) 代車等により事業系一般廃棄物を持ち込む場合には、早朝、夜間及び日曜日の搬入はできない。また、昼休み受付を実施している清掃工場においても、昼休みの搬入はできないので注意すること。
- (3) 代車等使用期間終了後は、速やかに「代車等使用承認書」を返還すること。
- (4) 代車等使用承認期間中は、代車の元となる車両の一般廃棄物継続持込承認カードは使用しないこと。
- (5) その他、「代車等使用承認書」の使用にあたっては、係員の指示に従うこと。

※ 車両重量欄の種別が、「車検」の場合は、車検証の車両重量に標準装備相当重量と運転者体重相当重量を加算した重量で、同種別が「空車」の場合は、計量した車両重量に運転者体重相当重量を加算した重量です。

代車承認番号

第 号

廃棄物搬入先新設・変更要望書

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

事業者コード _____
許可番号 _____
会社名 _____
代表者名 _____

㊞

下記のとおり、搬入先の（新設・変更）を要望します。

記

変更理由 _____

変更内容（新設または変更になる工場のみ記入して下さい）

▽ 平日

現 搬入先 搬入量	工場 t/日	工場 t/日	工場 t/日
新 搬入先 搬入量	工場 t/日	工場 t/日	工場 t/日

▽ 日曜

現 搬入先 搬入量	工場 t/日	工場 t/日
新 搬入先 搬入量	工場 t/日	工場 t/日

変更時期 年 月 日から
 備考 _____

担当者名 _____
電話番号 _____

廃棄物継続持込廃止届

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

申請者 〒 ー
 住 所
 名 称
 代表者名
 電話番号
 F A X

印

事業系一般廃棄物の継続持込みを廃止したので、次のとおり届け出ます。

事業者コード		持込 区分	<input type="checkbox"/> 許可業者持込み（区一廃 第 号） <input type="checkbox"/> 自己持込み
廃止年月日	年 月 日		
廃止の理由			
添付書類等	廃棄物継続持込承認書 継続持込承認カード	受付印	

(注) 該当する□ にレ点を記入してください。